

JIS

情報処理技術—マルチメディア・
ハイパメディア情報符号化—
第6部：拡張対話型応用

JIS X 4346 : 1999

(ISO/IEC 13522-6 : 1998)

(2004 確認)

平成 11 年 11 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS X 4346には、次に示す附属書がある。

附属書A (規定) ASN.1表記法

附属書B (規定) テキスト表記法

附属書C (規定) MHEG-5 API

附属書D (参考) 基本操作とMHEG-5 API演算との対応付け

附属書E (参考) MHEG-6アプレットとWorld Wide Webアプレットとの関係

附属書F (参考) 主な特徴

附属書G (参考) 知的財産権

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 11.11.20

官 報 公 示：平成 11.11.22

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棚上 昭男）

この規格についての意見 又は 質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

情報処理技術—マルチメディア・ハイパメディア情報符号化— X 4346:1999**ハイパメディア情報符号化— (ISO/IEC 13522-6:1998)****第6部：拡張対話型応用****Information technology—Coding of multimedia and hypermedia information—****Part 6: Support for enhanced interactive applications**

序文 この規格は、1998年に第1版として発行された**ISO/IEC 13522-6, Information technology—Coding of multimedia and hypermedia information—Part 6: Support for enhanced interactive applications** を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲

1.1 適用範囲の背景 この一群の規格“マルチメディア・ハイパメディア情報符号化”は、マルチメディア・ハイパメディア情報オブジェクト (MHEGオブジェクト) の符号化表現を規定する。この規定によってMHEGオブジェクトは、ローカルエリアネットワーク、広域な通信又は放送ネットワーク、記憶媒体を通じて、複数のサービス及び応用内、更にこれらをまたがって、最終形式の単位で交換される。MHEGオブジェクトは、マルチメディアスクリプト言語を用いて設計されたマルチメディア応用のソースプログラムを入力として、計算機ツールによって作り出される。この意味合いからすると、MHEGスクリプト (言い換えればプログラム) クラスは、他のMHEGクラスと相補いあって、スクリプト言語で広く利用されている機能を表現する。スクリプト (プログラム) オブジェクトは、より強力な制御機構を表現し、MHEG操作オブジェクト及びリンクオブジェクトだけで表現できる範囲を超えて、MHEGオブジェクト間のより複雑な関係を記述できる。更に、スクリプト (プログラム) オブジェクトは、実行時環境が提供してくれる外界との対話サービスをも表現する。

JIS X 4345は、情報交換と利用のための基本レベルの応用におけるMHEGオブジェクトクラスを定義する。これは、対話的な広帯域サービスを実現するアダプタ (セットトップユニット) など、最小限の端末で動作することを意図している。

JIS X 4345は、開かれた方法でプログラムオブジェクトの符号化表現を定義する。

これは、プログラムオブジェクトが標準化されたか否かを問わず、プログラムコードをカプセル化することを可能とする。

JIS X 4345は、応用領域で定義されている符号化形式であれば、どの符号化されたプログラムであっても、プログラムオブジェクトが内蔵又は参照することを可能とする。

1.2 この規格の適用範囲 この規格は、拡張対話型マルチメディア応用を交換する際の最終形式符号化表現及び意味を定義する。

これらの応用は、計算機能 (データ処理)、拡張された通信機能 (サーバ、ローカルデバイスなどの外部環境とのやりとり)などを総合することによって、**JIS X 4345**によって実現される応用を拡張する。

これらの応用は、放送形式、クライアントサーバ形式、又は会話形式 (peer-to-peer) などの、どのような通信環境においても利用することができる。しかし、主な対象は、対話型検索 (クライアントサーバ) 応用である。これらは、